

(R8) 大阪府咲洲庁舎来庁者駐車場営業事業者募集要項

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課が行う大阪府咲洲庁舎における来庁者駐車場の営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 営業目的

本件公募物件は、大阪府の咲洲庁舎へ来庁される方への駐車場所の確保を目的とします。駐車場の利用は、どなたでもできます。

(2) 対象物件の面積及び最低使用料等

使用許可場所／所在地	使用許可面積	最低使用料（年額、税抜）	位置
大阪府咲洲庁舎来庁者駐車場 大阪市住之江区南港北一丁目	1, 821. 98 m ²	12, 513, 700円	別図

※ この要項では以下、使用許可物件を「駐車場」と呼称します。

概要

	全体 台数	使用許可 台数	使用許可面積 (駐車場)	使用許可面積 (管理室)	使用許可面積 (清掃控室)	計
地下1階	210台			40.59 m ²		40.59 m ²
地下2階	238台	173台	1775.81 m ²		5.58 m ²	1781.39 m ²
地下3階	236台					
計	684台	173台	1775.81 m ²	40.59 m ²	5.58 m ²	1821.98 m ²

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であつて、その事実があつた後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

(3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号又は第 4 号に該当しない者であること。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(7) 令和 8 年 1 月 1 日現在で、大阪府内に本・支店又は営業所を有し、かつ大阪府内において 100 台以上の来客用駐車場の運営について実績を有する者であること。

(8) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

(9) 令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(10) 本要綱に記載する現地説明会に参加した者であること。（ただし、現行の営業事業者は除く。）

3 公募条件等

（1） 使用許可期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 365 日とします。（駐車場設備等設置工事期間含む。）令和 9 年 4 月 1 日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として 1 年ごとに申請を行うことにより、最長、令和 13 年 3 月 31 日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。なお、継続して使用しない場合は使用許可期間終了日の 4 ル月前までに申し出てください。

（2） 使用料等

① 応募価格

応募価格は、年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、大阪府が指定する期限（使用開始前）までに、当該使用料を全額納入してください。納入された使用料は、府条例に基づき原則として還付しません。

③ 年額使用料

1 年間の使用許可期間の更新を受けた場合における年額使用料の額は、応募価格（税抜額）に大阪府公有財産規則第 27 条の 2 に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

(3) 営業事業者が負担すべき経費

- ① 駐車場の営業に必要な各種手続きに要する費用
- ② 光熱水費その他経費の負担

駐車場の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「(R8) 来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」の2に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 駐車場の運営、整備については、建築基準法、駐車場法その他の関係法令を遵守すること。
- ② 公募条件及び別紙「(R8) 来庁者駐車場営業事業者募集仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ③ 駐車場を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ④ 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。

4 応募申込手続き

(1) 申込期間

令和8年1月16日（金）から同年2月12日（木）17時まで（土日祝除く）

※郵送の場合は同期間必着とすること

※持参の場合は同期間中、平日午前9時30分～正午、午後1時～午後5時受付

(2) 申込方法

メール、郵送、持参のいずれかの方法で、本要綱末尾に記載の連絡先（以下、「連絡先」と言います。）まで申し込むこと

(3) 必要書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 誓約書（暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約）
- ④ 2-(7)にかかる実績が確認できる契約書等の写し
- ⑤ 会社概要等（会社パンフレットなど営業実態が判断できるもの）

5 現地説明会、質問回答

(1) 現地説明会（参加者のみ応募可能となりますので必ずご参加ください。）

下記いずれかの日時で、メールで別紙「現地説明会参加申込書」を提出すること。

- ・令和8年1月28日（水）13時30分～
- ・令和8年1月29日（木）13時30分～

【提出先】電子メール choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

【提出期限】令和8年1月27日（火）17時

※所要時間は30分程度を予定、参加人数は2名までとすること

※現行の営業事業者は現地説明会の参加不要

(2) 質問回答

- ・質問期間：令和8年1月16日（金）から同年2月2日（月）17時まで
- ・質問方法：メールで別紙「質問書」を提出すること

【提出先】電子メール choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp

・回答予定日：令和8年2月6日（金）までに順次、大阪府ホームページに掲載します。

6 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定

下記全てを満たす者を営業事業者として決定します。

- ・応募資格要件を全て満たす者
- ・遵守事項に従った応募申込書を提出した者
- ・大阪府が設定する最低使用料以上で、かつ最高の応募価格で申込みを行った者

※上記者が募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位者（次位者が2者以上ある場合は、くじにより決定）を営業事業者とし、次位者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) くじの実施

最高の応募価格での申込みが2者以上の場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより、営業事業者を決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和8年2月17日（火）の予定です。応募者に決定額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を通知するとともに、大阪府ホームページに掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、大阪府が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件（8）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所等の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 駐車場等及び設備等設置場所の図面
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

　　〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

　　役員名簿（氏名及びその読み仮名、生年月日が分かるもの。）

　　〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

- ④ 駐車場営業計画書（営業形態、営業時間、利用料金表等）
- ⑤ 工事計画書（整備内容、工事図面、工事工程表等）
- ⑥ 各種納税証明書

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合
- ③ 営業事業者の役員について、公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱による警察本部長への照会により暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

【連絡先】

担当：大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ
所在地：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号（咲洲庁舎3階）
メール：choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp
電話：06-6210-9298